

第2章 資源循環型社会の形成

第1節 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進

1 プラスチックごみ削減の推進

(1) 「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」の取組推進<廃棄物対策課>

令和元年度から実施してきた使い捨てプラスチック削減に取り組む飲食店等の登録制度「ぎふプラスごみ削減モデルショップ」を、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを受け、「岐阜県プラスチック・スマート事業所『ぎふプラスマ!』」にリニューアルし、プラスチックの資源循環やプラスチック利用合理化等に取り組む事業所等を登録する制度とした。令和7年3月現在で1,537店舗・事業所(370社)を登録している。

図2-2-1 ぎふプラスマ!登録店を示すステッカー



(2) 環境に配慮したプラスチック容器の普及促進<廃棄物対策課>

若い世代に対する環境に配慮したプラスチック製品の普及啓発を目的として、高校や大学と連携し、環境教育やイベント開催時に、バイオマスやリサイクル素材を原料とした環境配慮型プラスチック容器の試供品モニタリングを実施した。

2 プラスチックを含む海洋ごみ対策の推進

(1) 環境美化運動の推進<廃棄物対策課>

県内で発生した散乱ごみが河川を経由して海洋へ流出することによる海洋汚染を防ぐため、年に2回「プラスごみゼロ・キャンペーン週間」を定めて、市町村や関係機関とともに街や川の清掃活動や意識啓発活動を実施するなど、県内一体となった環境美化運動を推進した。

(2) 「清流の国ぎふ 海洋ごみ対策地域計画」に基づく事業の実施<廃棄物対策課>

令和4年度より、ごみ拾いSNSと連携し、投稿者自身や地域の清掃活動の成果をリアルタイムで「見える化」することを目的とした清掃活動ウェブページ「クリーンアップぎふ～海まで届け清流!～」を運営している。令和6年度は富山県と連携した取組として、重点モデル区域であり富山湾へ注ぐ河川の上流域にあたる高山市にて清掃イベントを開催した。

また、市町村海洋ごみ発生抑制対策事業費補助金により、重点モデル地区における活動を支援した。

3 食品廃棄物対策の推進

(1) ぎふ食べきり運動の推進<廃棄物対策課>

平成30年度から、料理の食べ残し等の食品廃棄物を削減するため「ぎふ食べきり運動」の取組を開始。県内の飲食店や企業等1,400事業所(令和7年3月現在)を協力店・協力企業に登録したほか、インスタグラムやYouTubeを活用し、食品ロス削減のためのレシピ等を情報発信するなどして、運動を推進した。

また、家庭で実践できる食品廃棄物削減の取組をインスタグラムやホームページで紹介するなど、啓発を行った。

(2) 「岐阜県食品ロス削減推進計画」に基づく施策の推進<県民生活課>

食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年3月に「岐阜県食品ロス削減推進計画(令和4年度～12年度)」を策定した。

この計画において、食品ロスの発生量を2030年度（令和12年度）までに2000年度（平成12年度）比で半減させること等を目標に設定し、食品ロスの発生抑制と未利用食品等の有効活用を施策の柱に掲げ、行政、事業者、消費者、関係団体等による取組を促進するとともに、各主体間の連携強化を図ることで、「オール岐阜」による食品ロス削減の取組を推進している。

4 ごみ減量化・リサイクルの推進

(1) 建設廃棄物の排出事業者への啓発・周知<建築指導課>

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の適正な運用と推進を図るため、ホームページでのPR等で、制度の趣旨、届出手続等の周知を図った。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象建設工事が適切に施工されているか等を監視するため、6月及び10月に一斉パトロールを実施した。

(2) 汚泥リサイクル及び汚泥肥料の取組の情報発信<農地整備課>

農業集落排水施設から発生する「汚泥」は有用な資源であることから、地域の土づくりへの活用を推進するため、汚泥リサイクル施設の整備及び汚泥リサイクルの普及啓発を進めている。

(3) 農林系バイオマス資源の堆肥化施設等の整備に対する支援<農産園芸課>

稲わら、麦わら、もみ殻、家畜糞尿等を組み合わせたバイオマス資源の堆肥化による土づくりを推進するとともに、堆肥等生産機械設備、堆肥等散布車等の整備に向けた制度活用等について啓発活動を行い、農業系バイオマスの利活用を推進した。

(4) 岐阜県リサイクル認定製品の認定・利用促進<廃棄物対策課>

リサイクル製品に対する安全・安心の確保と利用の促進を図るため、「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」を平成18年度に制定した。

また、廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進を図るとともにリサイクル産業の育成を図るために、条例に基づく認定制度として、県内で発生した循環資源を使用し、県内で製造されるリサイクル製品で、廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認められるものを「岐阜県リサイクル認定製品」として認定している。

この認定製品を県の事業において優先的に使用していくとともに、市町村及び事業者への利用の呼びかけや県ホームページやパンフレットでの製品紹介により、「岐阜県リサイクル認定製品」の利用推進を図った。

なお、令和6年度末時点で合計139製品となっている（資料42）。

(5) 分別ルールに従った分別の推進<廃棄物対策課>

可燃ごみの開封調査では、生ごみ、紙ごみ及びプラスチックごみが多く、これらの削減を図るため、市町村の分別ルールに従った丁寧な分別を市町村と連携して推進した。

(6) 紙ごみの減量と紙類分別の徹底の推進<廃棄物対策課>

ごみの減量化を実現するため、可燃ごみ中の割合が多い紙類の減量化に関する取組が重要であり、市町村と連携して紙ごみの減量と紙類を廃棄する際の分別の徹底を推進した。

(7) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組の推進<廃棄物対策課>

令和6年9月26日に羽島市が県内で2例目となる「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく再商品化計画の認定を受けた。

本計画の認定を受けることにより、令和6年10月から令和8年度末まで、再商品化事業者と連携し、プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括で回収し、再商品化することが可能となった。

5 グリーン購入の推進

(1) 「グリーン購入」の促進<廃棄物対策課>

県の物品等の調達において、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、平成13年度から「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき「岐阜県環境物品等調達方針」を毎年度定め、率先してグリーン購入を進めている。

(2) 「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」の実施<廃棄物対策課>

環境にやさしい買い物（グリーン購入）の普及を図るため、平成14年度から愛知県、三重県、名古屋市、流通販売事業者、関係団体等と連携し消費者向けキャンペーンを実施している。令和6年度は、令和7年1月10日～2月9日の間、スーパー・マーケット等3,788店舗（県内579店舗）において懸賞応募企画によるグリーン購入の啓発を行った。

6 循環経済の推進

(1) 循環経済の導入の促進<廃棄物対策課>

循環経済への理解を深めるため、専門家による基調講演や、循環経済に取り組んでいる事業者による事例紹介を行うセミナーのほか、事業アイデアを構想するワークショップを開催した。

7 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の概況<廃棄物対策課>

本県における、一般廃棄物（し尿、ごみ）の処理状況は、表2-2-1のとおりである。

一般廃棄物のうち、令和5年度のごみの総排出量は587,449t、1人1日あたりのごみの排出量は828gであり、近年は減少傾向にある。資源循環型社会形成のためには、資源化の推進とともに発生抑制が必要である。

し尿は、し尿処理施設等により衛生的な処理がされているところであるが、下水道の整備に伴い、処理量は年々減少している。

表2-2-1 一般廃棄物の処理状況

区分		R3年度	R4年度	R5年度
し 尿	計画収集人口 (千人)	80	77	70
	下水道投入 (百kℓ)	89	178	187
	し尿処理施設 (百kℓ)	5,163	5,043	5,062
	農地還元 (百kℓ)	0	0	0
	その他 (百kℓ)	134	133	133
	小計 (百kℓ)	5,386	5,353	5,382
	自家処理量 (百kℓ)	2	1	2
合計 (百kℓ)		5,388	5,355	5,384
ご み	計画収集人口 (千人)	1,962	1,948	1,939
	ごみ総排出量 (千t)	626	611	587
	生活系ごみ (千t)	425	411	390
	事業系ごみ (千t)	183	182	181
	集団回収量 (千t)	18	18	16
	1人1日当たりのごみ排出量 (g/人日)	874	859	828

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 し尿はくみ取りし尿と浄化槽汚泥を加えたものである。

3 端数処理の関係で合計は一致しない。

(2) 一般廃棄物処理施設に対する指導<廃棄物対策課>

令和6年度末現在の県内の一般廃棄物処理施設の整備状況は、資料44、45、46及び47のとおりである。

県は、これら一般廃棄物処理施設の適正な維持管理が図られるよう施設への立入検査を実施した。令和6年度の立入検査の実施状況は、表2-2-2のとおりである。

表2-2-2 一般廃棄物処理施設の整備状況及び立入検査の実施状況 (令和6年度)

区分	し尿処理施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	埋立処分地施設
施設数	21(2)	24(2)	9(1)	68(5)
立入検査回数	20	23	7	58

(岐阜市分除く)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備に対する支援<廃棄物対策課>

市町村等は、一般廃棄物を適正に処理するため、廃棄物処理施設に関する長期整備計画を策定し、その整備を進

めている。

令和6年度においては、表2-2-3のとおり循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設4箇所、有機性廃棄物リサイクル推進施設1箇所について、施設整備への支援に努めた。

表2-2-3 一般廃棄物処理施設の整備状況

(令和6年度)

施設別	設置主体名	整備規模	工期
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	中津川市	98t/日	R3～R6
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	高山市	95t/日	R4～R7
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	各務原市	192t/日	R4～R7
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）	岐阜羽島衛生施設組合	130t/日	R5～R8
有機性廃棄物リサイクル推進施設（し尿処理施設）	下呂市	34kl/日	R4～R6

備考) 県廃棄物対策課調べ

(4) 市町村に対する情報提供及び技術的助言＜廃棄物対策課＞

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を果たすことができるよう、市町村担当職員に対する会議の開催、必要な情報の提供や技術的助言などの支援に努めた。

8 産業廃棄物の適正処理の推進

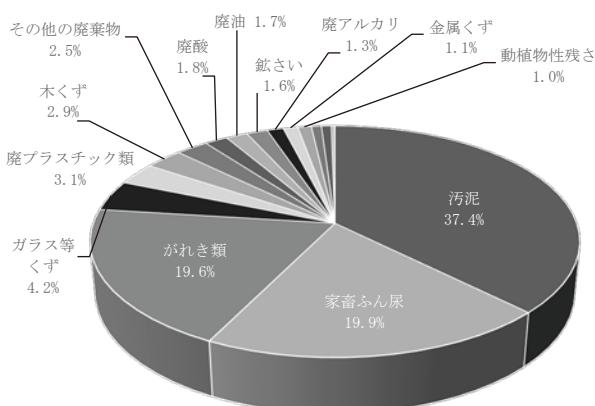
(1) 産業廃棄物の概況＜廃棄物対策課＞

令和6年度産業廃棄物処理動向調査によれば、図2-2-2のとおり、本県の令和5年度の産業廃棄物排出量は4,463千tで、種類別では、多い順に汚泥が1,669千t（構成比率37.4%）、家畜ふん尿が890千t（19.9%）、がれき類が876千t（19.6%）、ガラス等くずが189千t（4.2%）、廃プラスチック類が139千t（3.1%）、木くずが130千t（2.9%）となっており、この上位6品目で総排出量の8割以上を占めている。

図2-2-3のとおり、業種別排出量をみると、排出量が最も多いのは製造業1,422千t（31.9%）、次いで建設業1,121千t（25.1%）、電気・水道業951千t（21.3%）、農業891千t（20.0%）となっている。

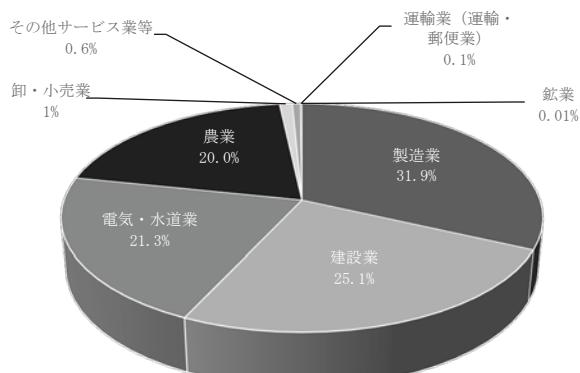
本県の令和5年度の産業廃棄物の処理状況は、農業系廃棄物を除く産業廃棄物の発生量（3,768千t）から有償物量（197千t）を除いた3,571千tが排出されている。再生利用量は1,756千t（49.2%）、焼却、脱水等により減量化された量は1,702千t（47.7%）となり、最終処分された量は113千t（3.2%）となっている。

図2-2-2 産業廃棄物の種類別排出量



令和5年度排出量 4,463千t

図2-2-3 産業廃棄物の業種別排出量



令和5年度排出量 4,463千t

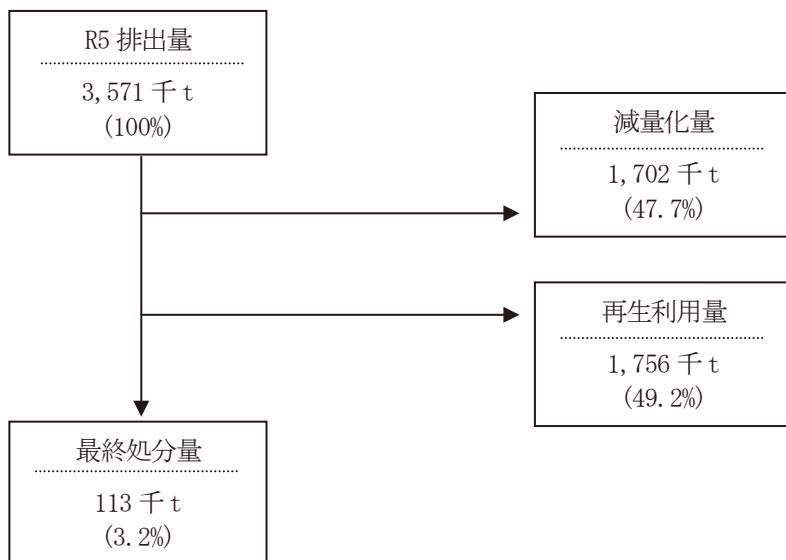
備考) 県廃棄物対策課調べ

「令和6年度産業廃棄物処理動向調査」

備考) 県廃棄物対策課調べ

「令和6年度産業廃棄物処理動向調査」

図2-2-4 産業廃棄物（農業を除く）の処理状況（令和5年度実績）



備考) 1 県廃棄物対策課調べ「令和6年度産業廃棄物処理動向調査」
 2 端数処理の関係で合計は一致しない。

○ 排出事業者による処理

産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）は、排出事業者責任の原則に基づき、産業廃棄物を適正に処理するため、必要な中間処理施設を個別に設置して廃棄物の減量化等に努め、自ら設置する最終処分場に埋立てを行うなどの処理を行わなければならない。また、排出事業者自らで処理することが困難な場合は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）に委託し、処理を行わなければならない。

○ 処理業者による処理

産業廃棄物の処理は、排出事業者責任のもと、排出事業者自らが適正に処理することが基本であるが、これが困難である場合には、処理業者にその処理を委託することが認められている。県では、処理業者が排出事業者責任を担う業務の重要性をよく認識し、その責務を十分全うすることができるよう処理業者の指導、監督に努めている。

処理業者の許可状況は、表2-2-4のとおりである。

表2-2-4 産業廃棄物処理業者の許可状況

(令和7年3月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	5,236 (0)
	積替を含むもの	106 (20)
産業廃棄物処分業	中間処分のみ	238 (28)
	最終処分のみ	3 (0)
	中間処分、最終処分	2 (0)
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含まないもの	521 (1)
	積替を含むもの	15 (4)
特別管理産業廃棄物処分業	中間処分のみ	12 (2)
	最終処分のみ	1 (0)
	中間処分、最終処分	0 (0)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市（中核市）の分を内数で示す。

○ 県内の産業廃棄物処理施設

「廃棄物処理法」に基づき設置許可を必要とする処理施設の事業者及び処理業者による設置状況は、表2-2-5のとおりである。

表2-2-5 産業廃棄物の処理施設の設置状況

(令和7年3月末現在)

施設名	施設数
汚泥の脱水施設	7 (0)
汚泥の乾燥施設	4 (0)
焼却施設	21 (1)
区分 (重複有り)	
汚泥焼却施設	10 (1)
廃油焼却施設	5 (1)
廃プラスチック類焼却施設	11 (0)
その他焼却施設	16 (1)
廃油の油水分離施設	3 (0)
廃酸廃アルカリの中和処理施設	2 (0)
破碎施設	185 (15)
区分 (重複有り)	
廃プラスチック類破碎施設	42 (0)
木くずがれき類破碎施設	184 (15)
最終処分場	12 (1)
区分	
管理型	8 (1)
安定型	4 (0)
シアン化合物分解施設	1 (0)
合計	235 (17)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(2) 産業廃棄物処理施設の監視指導<廃棄物対策課>

産業廃棄物の保管状況及び処理状況について、事業者及び処理業者の中間処理施設、埋立処分地等に立入検査を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導した。

なお、平成5年4月からは、監視指導要領に基づき処理業者に対する立入検査を行っている。

立入検査の実施状況は、表2-2-6のとおりである。

表2-2-6 産業廃棄物の立入検査の実施状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業者	650 (72)	502 (83)	600 (106)	1,028 (70)	1,097 (148)
処理業者	548 (102)	580 (99)	505 (104)	512 (97)	623 (104)
計	1,198 (174)	1,082 (182)	1,105 (210)	1,540 (167)	1,720 (252)

備考) 1 県廃棄物対策課調べ

2 () 内は岐阜市(中核市)の分を内数で示す。

(3) 法令講習会の開催<廃棄物対策課>

排出事業者における廃棄物適正処理に関する知識向上を図るため、主に中小の排出事業者を対象として廃棄物処理法等関係法令に関する講習を実施している。

(4) 農業用使用済プラスチックの適正処理の推進<農産園芸課>

本県における農業用使用済プラスチックの排出量の令和6年度実績は令和4年度実績よりも減少した。(表2-2-7)。長期的な傾向を見ると、園芸用資材の長期利用が進んでいることや、園芸用施設設置面積などが減少しつつあることから、排出量が横ばいの地域と徐々に減少している地域が多い。

令和6年度県農業用使用済プラスチックの回収処理状況調査によると、処理量 427 t のうち、24%が焼却処理され、

18%が再生処理された（図2-2-5）。

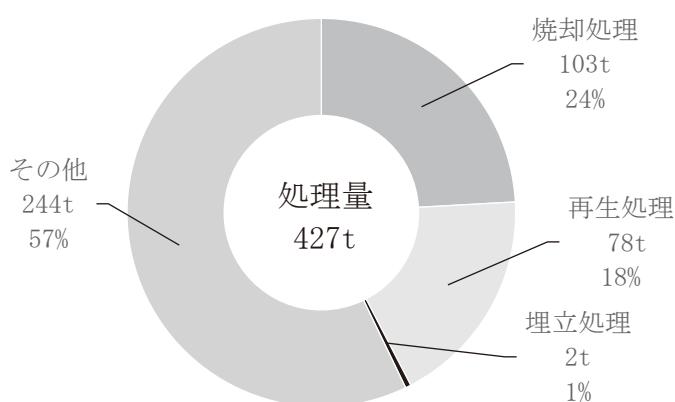
農業用使用済プラスチックの適正処理や排出抑制を推進するため、平成9年に「岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会」を設置した。同協議会では、現地研修会の開催や適正処理に関する情報提供を通じて、農業関係団体等に対し適切な処理を行うよう指導している。

表2-2-7 県内の農業用使用済プラスチック排出量の推移

	平成26年度	平成28年度	平成30年度	令和2年度	令和4年度	令和6年度
排出量（t）	567	1,197	1,076	553	616	427

備考) 県農産園芸課調べ

図2-2-5 県内の回収された農業用使用済プラスチックの処理状況（令和6年度）



備考) 県農産園芸課調べ

(5) 家畜排せつ物処理施設の整備支援<畜産振興課>

家畜ふん尿は適切な処理を施すことにより、有効な土壌改良資材及び有機質肥料として利用できるため、農地等への還元を基本としているが、未熟ふん尿の農作物への悪影響と公害発生の防止対策として、発酵処理施設又は乾燥処理施設を用いて十分に腐熟又は乾燥したものを施用するよう指導している。

また、農地還元が不可能な地域においても、公害防止のため浄化処理又は焼却処理施設について適正な維持管理を行うなど、立地条件及び経営規模に適応した家畜ふん尿処理施設の設置を指導している。

令和6年度は、家畜排せつ物処理施設等の整備に対する支援として、表2-2-8のとおり実施した。

表2-2-8 家畜排せつ物処理施設等整備事業の実施状況

（令和6年度）

区分	総 数	事業 内 容	
		土地還元対策	家畜ふん尿処理施設等
		件 数	件 数
強い畜産構造改革支援事業	3箇所	0箇所	3箇所
計	3箇所	0箇所	3箇所

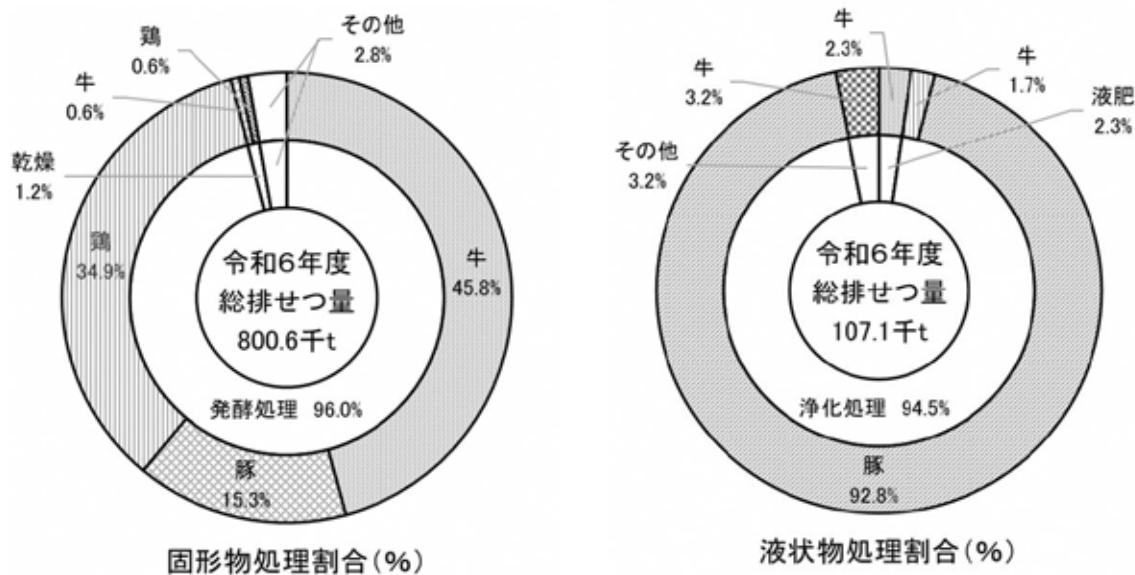
備考) 県畜産振興課調べ

(6) 畜産経営に起因する環境問題への対応<畜産振興課>

「岐阜県畜産経営環境保全対策指導方針」及び「岐阜県畜産経営環境保全対策指導実施要領」に基づき、県・市町村・畜産関係機関が一体となり、実態調査により現状を把握するとともに、巡回指導等により適正な処理及び農地還元を推進している。

令和6年度における家畜ふん尿の処理状況は、図2-2-6のとおりで、家畜ふん尿の農地還元実績は、表2-2-9のとおりである。

図2-2-6 家畜ふん尿の処理状況



備考) 県畜産振興課調べ

表2-2-9 家畜ふん尿の農地還元実績

区分	令和6年度 (実績)	
	総排せつ量(千t)	農地還元量(千t)
牛	380.6	373.9
豚	221.6	122.2
鶏	305.4	284.6
計	907.6	780.7

備考 県畜産振興課調べ

(7) 資源循環型農業の推進<農産園芸課>

農業の持続的発展と、農業が有する多面的機能の維持・増進を図るために、化学肥料・化学合成農薬の使用を慣行レベルから5割以上低減する取組と併せて行う堆肥の施用を推進し、令和6年度は5地域、93haで実施された。

(8) PCB廃棄物の処理促進及び有害廃棄物の適正処理<廃棄物対策課>

ポリ塩化ビフェニル(以下、「PCB」という。)廃棄物の保管・処分等について必要な規制を行うために「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が平成13年7月15日から施行された。

県では、平成20年3月に「岐阜県ポリ塩化ビフェニル処理計画」を策定し、同法及び同計画に従い、事業活動に伴ってPCB廃棄物を保管する事業者に対し、保管等の届出及び適正な保管を行うとともに、処理期限内に全てのPCB廃棄物の処理を行うよう指導している。

また、平成27年度末から、県に届出されていないPCB廃棄物及びPCB使用製品を保管並びに所有する疑いのある事業者を対象として該当機器の保有に関する実態調査(掘り起こし調査)を実施しており、PCB廃棄物を漏れなく把握し、新たに把握したPCB廃棄物保管事業者への指導を行っている。

PCB廃棄物の処理を推進するため、平成28年12月以降、関係団体と岐阜県PCB処理推進連絡会を定期的に開催し、PCB廃棄物の処理に係る課題の共有と県と連携してPCB廃棄物の処理を促進していくよう協力体制の構築等に取り組んでいる。

高濃度PCBを含有する変圧器、コンデンサー及び安定器等汚染物については、処分期間が終了しており、新たに発見され、PCB廃棄物を保管することとなった事業者に対して、廃棄物処理法に規定する保管基準に従って適正に保管し、速やかに処理するよう指導するとともに、処理状況のフォローアップを行っている。